

## 令和6年度 第1回 堺市男女平等推進審議会（第47回）会議録

会議名称：令和6年度 第1回 堺市男女平等推進審議会（第47回）

開催日時：令和6年12月24日（火）14時00分～15時48分

開催場所：堺市役所本館3階 大会議室1、2

出席者：

審議会委員（敬称略）：

- ・内藤葉子（内藤委員、内藤会長）
- ・池辺真紀（池辺委員）・大井真基子（大井委員）・大島幸恵（大島委員）
- ・柏原秀和（柏原委員）・加藤伊都子（加藤委員）・櫻井一字（櫻井委員）
- ・島尾恵理（島尾委員）・林英男（林委員）・平野孝典（平野委員）

事務局：

### 【ダイバーシティ推進部】

- ・前島ダイバーシティ推進部部理事（男女共同参画推進担当）（前島部理事）

### 【ダイバーシティ企画課】

- ・脇田ダイバーシティ企画課長（脇田課長）
- ・甚野ダイバーシティ企画課参事（女性活躍推進担当）（甚野参事）
- ・山本ダイバーシティ企画課長補佐（山本課長補佐）・山道企画係長（山道係長）
- ・井上男女共同参画推進係長（井上係長）・米須職員（米須職員）
- ・安澤職員（安澤職員）・笹原職員（笹原職員）

（子ども青少年局）

### 【子ども家庭課】

- ・立道子ども家庭課長（立道課長）・池田家庭福祉係長（池田係長）

理事者：

- ・津越人事部長（津越部長）・永井健康部長（永井部長）
- ・濱脇子育て支援部長（濱脇部長）・橋本産業戦略部長（橋本部長）
- ・辻学校教育部部理事（辻部理事）

※以下の発言内容については、カッコ内の表記とする。

○安澤職員      それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより、第４７回堺市男女平等推進審議会を開催いたします。

開会に当たり、ダイバーシティ推進部部理事の前島から御挨拶申し上げます。

○前島部理事　本日はお忙しい中、堺市男女平等推進審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の男女平等社会の形成の推進に当たり御尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日は、「第５期さかい男女共同参画プラン」の昨年度の事業実施状況及び令和７年度実施予定の「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の調査項目について、御審議いただきます。皆様には本市の男女共同参画施策について、市民ニーズを真摯に受け止め、課題を克服しながらより一層の推進を図っていくため、活発な御意見をいただきたいと存じます。

最後まで、どうぞよろしくお願いいたします。

○安澤職員　それでは、資料の確認をさせていただきます。なお、資料の送付が遅れましたことをお詫び申し上げます。郵送にて事前に送付させていただきました次第、委員名簿、資料１から資料４を本日御持参でない方、予備を御準備しておりますので、挙手をお願いいたします。

次に、机上資料の確認をお願いいたします。「第５期さかい男女共同参画プラン」に係る資料一式のファイル、過不足はございませんでしょうか。

それでは進めさせていただきます。なお、本日御審議いただきます内容は、会議終了後会議録を作成し、市政情報センターやホームページ等で公開させていただきます。

それでは、次第に沿って進行させていただきます。まず、審議委員の紹介をさせていただきます。委員名簿を御覧ください。委員名簿の順にお名前を御紹介いたしますので、その場で御起立をお願いいたします。

池辺真紀委員。

○池辺委員　池辺です。よろしくお願いします。

○安澤職員　大井真基子委員。

○大井委員　大井です。よろしくお願いいたします。

○安澤職員　大島幸恵委員。

○大島委員　大島です。よろしくお願いします。

○安澤職員　柏原秀和委員。

- 柏原委員 柏原秀和と申します。よろしくお願いします。
- 安澤職員 加藤伊都子委員。
- 加藤委員 加藤です。よろしくお願いします。
- 安澤職員 櫻井一字委員。
- 櫻井委員 櫻井一字です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 安澤職員 島尾恵理委員。
- 島尾委員 島尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 安澤職員 内藤葉子委員。
- 内藤委員 内藤です。よろしくお願いいたします。
- 安澤職員 林英男委員。
- 林委員 日本労働組合総連合会の林と申します。よろしくお願いいたします。
- 安澤職員 平野孝典委員。
- 平野委員 平野です。よろしくお願いします。
- 安澤職員 以上１０名の委員で、任期は、令和６年１０月１日から令和８年９月３０日までの２年間になります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第３、会長の互選を行っていただきます。堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則第３条第１項に、審議会に会長を置き、委員の互選により、これを定めとなっております。どなたか会長の御推薦はございませんか。櫻井委員。

- 櫻井委員 内藤葉子委員を推薦したいと思います。
- 安澤職員 ありがとうございます。今、内藤委員の御推薦がありましたが、皆様御意見等はございませんでしょうか。

内藤委員を御推薦いただきましたが、内藤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

- 内藤委員 はい、引き受けさせていただきます。
- 安澤職員 ありがとうございます。委員の皆様の互選により会長が決まりましたので、内藤委員、会長席に御移動をお願いいたします。

それでは、会長御就任に当たりまして、内藤会長から一言御挨拶をお願いいたします。

- 内藤会長 ただいま御推薦いただきました、大阪公立大学の内藤葉子と申します。本審議会において約４年、委員をさせていただいておりますが、今年度から２年間会長として、堺市の男女共同参画に尽力できればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。最初に、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則第3条第3項に、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するとなっております。この場で会長職務代理者を島尾委員にお願いしたいと思います。

島尾委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○島尾委員 はい、お引き受けいたします。

○内藤会長 ありがとうございます。それでは今期、私と島尾委員で進めさせていただきますと思います。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、市長から当審議会に対する審議依頼をいただきました案件につきまして、審議してまいりたいと思います。案件1、「第5期さかい男女共同参画プラン」令和5年度事業実施（進捗）状況報告（案）について、事務局から説明をしてください。その後、御意見・御質問をお願いいたします。

○笹原職員 それでは、案件の1、第5期さかい男女共同参画プランに係る令和5年度事業実施（進捗）状況報告（案）について御説明いたします。該当の資料は資料1になります。本報告書は3章構成となっており、4ページまでの第1章では、本プランの概要について記載しています。5ページから26ページまでは、第2章として、統計データを用いて堺市の現状を示しております。27ページ以降は第3章として、令和5年度の事業実施進捗状況を掲載しております。第2章と第3章を中心にピックアップしながら御説明させていただきます。第3章では、第5期さかい男女共同参画プランにおける成果指標を基に、令和5年度の達成状況を掲載しておりますので、こちらの成果指標を参照しながら御説明させていただきます。

まず、28ページを御覧ください。28ページでは基本方針1、「女性の参画拡大と活躍の推進」として、6つの指標を定めております。成果指標の一番上にごございます、市の審議会等委員の女性比率を令和8年度までに45%、またこれに関連しまして、上から2つ目、女性委員比率が40%以上の審議会の数の割合を80%にするという目標を掲げております。続いて、8ページを御覧ください。（1）市の審議会等における女性委員比率の推移ですが、令和6年4月1日現在、女性委員の比率は43.9%となっております。次の9ページでは、それぞれの審議会等における女性委員の割合を示しております。ここで2点訂正がございます。まず、9ページの（2）、各審議会等の女性委員の比率の表について、各審議会の女性比率が高い順に左上から右下まで並べた表となっております。女

性比率の割合ごとに３０％未満、３０％から４０％未満、４０％以上ごとに振り分けを行っておりますが、３０％から４０％未満の区切りの位置をずれて記載しております。正しくは、堺市職員懲戒等審査会と堺市防災会議の間に区切りが入ります。また、このことに関連しまして、２８ページを御覧ください。２８ページの成果指標の上から２つ目、女性委員比率が４０％以上の審議会の数の割合について、こちらは９ページの表より算出しておりますが、令和６年４月時点の最新値について、資料では７６．０６％と記載しておりますが、７６．６％が正しい値となります。大変申し訳ございません。

それでは、説明に戻ります。９ページを御覧ください。令和６年４月１日現在、委員を委嘱している審議会は７７あり、そのうち女性委員が４０％以上の審議会は５９で、全体の審議会の約７６．６％となっております。しかし、残りの１８の審議会は４０％未満となっております。委員選任時に女性委員の割合が４０％に達しないおそれがある場合は、当課と事前協議を行っております。男女平等社会の実現を目指す本市におきましては、市の政策方針決定過程に女性の参画を進めることは急務でありますので、引き続き事前協議を徹底し、女性委員の積極的な登用に努めてまいります。

続いて、２８ページを再度御覧ください。成果指標の上から３つ目、市の管理職の女性比率は３０％と令和８年度の目標値として設定しております。また、その下の市の教職員管理職の女性比率は３５％以上を目標値として設定しております。

１１ページを御覧ください。（５）管理職等に占める市女性職員比率の推移ですが、管理職の女性比率につきましては、グラフの三角印、令和６年４月１日現在、２１．５％となっております。１２ページでは、政令指定都市の管理職の登用状況を示しておりますが、堺市は２０都市中３位と比較的上位に位置しています。

続きまして１３ページ（７）管理職等に占める市女性教職員比率の推移ですが、管理職の女性比率につきましては、令和６年５月１日現在、グラフ三角印の２５．８％となっております。１４ページからは、市民意識に関するデータになります。

２９ページを御覧ください。２９ページの基本方針２、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」の成果指標の上から２つ目、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合では、令和８年度に男女ともに８０％にするという目標を設定しております。こちらに関しましては、１４ページにデータとして記載しておりますが、令和２年度に実施した男女共同参画に関する市民意識・実態調査の結果が最新となっております。次回は令和７年度に実施する予定となっております。

続きまして、29ページの成果指標の上から3つ目、「堺市は年齢や性別、国籍にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合は、35%を令和5年度の目標値として設定しております。14ページを御覧ください。（2）に政策企画部が実施しております堺市市民意識調査のデータを掲載しておりますが、「そう思う」、「ある程度そう思う」と答えた人の割合は、全体で44.8%、女性は44.9%、男性は44.2%となっており、目標値を超えております。

続きまして、16ページからは、社会環境に関するデータを掲載しております。

28ページを御覧ください。成果指標の下から2つ目、女性の就業率は、令和7年目標値を55%に設定しております。17ページを御覧ください。（2）女性の就業率です。令和5年度では54.6%となっています。

続きまして、もう一度28ページにお戻りください。成果指標の一番下にあります、市の男性職員育児休業取得率は、令和8年度目標値を80%に設定しております。こちらは続く29ページの基本方針2、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」においても指標として定められています。18ページを御覧ください。18ページから20ページにかけて、育児休業取得率についてのデータとなっております。（5）は全国、（6）は堺市職員、（7）は堺市教職員のデータとなっております。19ページの（6）市職員の育児休業取得率のうち、男性職員の育児休業取得率は、令和5年度において63.1%となっています。

続きまして、21ページからは、ジェンダーに起因する暴力に関するデータを掲載しております。32ページの基本方針4「暴力の根絶と被害者支援」の資料を御覧ください。21ページから25ページにかけては、この32ページの指標に関連しまして、DV、デートDV被害の状況、相談件数、認識、相談窓口の認知度についてのデータを掲載しています。また、26ページには、性犯罪（不同意性交等と不同意わいせつ）の認知件数を掲載しています。

第2章の説明は以上となります。

続きまして、第3章について改めて説明させていただきます。第3章は、令和5年度実施事業の進捗状況となっております。27ページは施策体制、28ページから33ページまでは4つの基本方針ごとに指標の達成状況と、基本方針に基づいた主な取組について記載しております。28ページの基本方針1「女性の参画拡大と活躍の推進」では、全ての項目において、策定時に比べ上昇しております。基本方針1の主な取組としまして、市

の審議会等委員における女性委員や市管理職への女性の登用促進、セクシャルハラスメントの防止対策、女性の就職支援、市職員の働き方改革の推進、多様な保育サービスの提供などの取組を実施しました。

続きまして、29ページの基本方針2、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」では、3つの指標を定めています。「堺市は年齢や性別、国籍にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合については、令和5年度は44.8%となっており、現状では令和5年度目標の35%を超えております。基本方針2の主な取組として、ジェンダー平等教育の実践、教職員や保護者を対象とした研修、男女共同参画をテーマとした講演や研修を実施しました。

続きまして、30ページの基本方針3、「すべての人にとっての安心な暮らしの実現」では、4つの指標を定めています。指標の一番上にあります、令和5年度の子宮がん検診・乳がん検診の受診率は、子宮がんが25.7%、乳がんが18.8%となっております。また上から2つ目、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）につきまして、最新値を令和4年度の20.0としておりますが、報告書（案）作成時より現時点までに令和5年度の数値が出ましたので、口頭にて訂正させていただきます。令和5年度の堺市の自殺死亡率は18.7となります。基本方針3の主な取組としましては、市民を対象とした健康に関する啓発や講座、女性や子ども、高齢者を対象とした支援、自殺対策事業、多様性の尊重と理解の促進支援、男女共同参画交流の広場や男女共同参画センターの運営、男女共同参画の視点による防災対策をテーマとした事業などを実施しました。

続きまして、32ページの基本方針4「暴力の根絶と被害者支援」、この一部はDV防止基本計画となっておりまして、DVに関する指標、女性や子どもをはじめ、全ての市民の安全・安心の取組である「セーフシティさかい」の指標を定めています。基本方針4の主な取組として、DV、デートDV防止のための意識啓発、相談事業、DV被害者の安全確保のための支援、自立支援や生活支援、児童虐待防止のための啓発やカウンセリング、セクシャルハラスメントの防止対策、性暴力対策の推進など、暴力防止のための様々な施策を実施しました。

34ページ以降は、各課の具体的な取組の内容や方向性、課題、令和5年度決算額、令和6年度予算額などについて集計したものを掲載しております。こちらは200以上の事業がございますので、個別の説明については割愛させていただきます。今後も基本方針に沿って様々な取組を推進していきます。

以上が、案件１、「第５期さかい男女共同参画プラン」に係る令和５年度事業実施（進捗）状況報告（案）の説明となります。

○内藤会長      ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、皆様から御意見・御質問はございませんでしょうか。質問については、一度に複数の質問をする  
と事務局より回答ができないために、必ず一問一答でお願いいたします。

では、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員      お世話になっています、櫻井です。

今、世の中、世界的に見てもですが、１つ問題提起として、女性委員の比率や女性参画の比率という言い方が世の中の流れだと思いますが、少し言い方や見方を変えて、男女の比率といった言い方でも良いのでは。女性委員の比率という、女性にフォーカスした見方が分かりやすいのかもしれないし、社会的、世界的にも言われていますが、私ども男性の視点から見たときに、男女比率という見方ではどうなのかということを少し問題提起としてあげさせていただきました。

○内藤会長      ありがとうございます。これまで委員といえば、暗黙のうちに男性委員のことを指していたという認識があるため、女性委員とあえて言うのだと思いますが、確かに櫻井委員おっしゃるとおり、男女委員の比率という表現のほうが良いという考えもあるかと思います。

今の発言は御意見ということでよろしいでしょうか。

○櫻井委員      そうです。

○内藤会長      では、ほかの皆さん、どうでしょうか。御意見とか御質問があればよろしく  
お願いいたします。

島尾委員。

○島尾委員      ２９ページにこの指標の達成状況の３つ目、「堺市は年齢や性別、国籍にかかわらず能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合という指標がありますが、年齢、性別、国籍による差別は要素によってそれぞれ違うのではないかと思います。どうしてそれぞれの要素をまとめた形で１つの質問になっているのか疑問に感じました。このことについて御説明いただけるとありがたいです。

○内藤会長      事務局、いかがでしょうか。

○山本補佐      御意見ありがとうございます。こちらが堺市の市民意識調査という政策企画部が実施している質問項目を、そのままＫＰＩとして使用させていただいているもので



す。いただいたご意見のとおり、年齢、性別、国籍のどの項目でとるのかによっておそらく回答いただく御意見も変わるのではないかと考えております。私たちもこの質問項目について、庁内でこの調査について意見を求める照会があった際、同様の意見をお伝えさせていただいております。しかし、当課で実施しているものではないため、御対応していただけなかったという状況がございます。今回こういう御意見があったということは、また政策企画部にもお伝えさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○島尾委員      はい。

○内藤会長      島尾委員、ありがとうございます。

他の委員の方、いかがでしょうか。

林委員、お願いいたします。

○林委員      これは意見です。30ページの基本方針3の指標の達成状況の1項目目の「子宮がん検診、乳がん検診の受診率」という指標についてです。私事ですが、先々週、私の姉が乳がんで亡くなり、この状況を見ると、策定時、乳がん検診の受診率は19.4%、最新値は18.4%と下がっている。最終的に令和8年度には50%という目標を掲げている。この目標値をもう少し上げていく啓発等も今後行っていただけたらと感じました。

○内藤会長      林委員、ありがとうございます。目標値と最新値がまだ下がっており、20%に達していないという状況ですが、このことについて事務局から状況の説明をいただければと思います。

○永井部長      健康部です。

がんの受診率、令和2年度は一律に全てのがん検診、胃、肺、大腸、子宮、乳とありますが、受診率が低い時期はちょうどコロナ禍であり、当時受診を控え、また外出を控えている状況、それから外に出ることができない状態だったため、一番低い数字になっております。そこから回復の方向に進むべきでしたが、伸びてはいないという状況です。目標値50%は国が掲げている目標値が60%ということで、堺市は50%を掲げております。

以上です。

○内藤会長      ありがとうございました。

では、大井委員、お願いいたします。

○大井委員      大井です。

今のがん検診に関わってですが、今医療従事者の方から、毎年がん検診を健康診断とし

て受けるのは、がんを併発しやすいという情報も流れております。そういうことを懸念して受けない人がいたら、その人の自由も奪うことになるので、少し考慮して実施される方が良いと思います。

○内藤会長　御意見ということでよろしいでしょうか。

○大井委員　はい。

○内藤会長　ではほかの皆様ご意見いかがでしょうか。

大島委員、お願いいたします。

○大島委員　堺市の男性職員の育休の取得率が、策定時が34.6%で、最新値63.1%と取得率が上がっていますが、育児休暇というのは、感覚的には出産や乳幼児の時期に限って取る状況が多いと思います。例えば中高生になった時に、子どもに父親がいかに関わるかということが非常に大事になってきます。その年齢層になった際も育児休暇、子どものために休暇を取るということが実践されているのか、そのことについてデータや指標があれば、もっと具体的に分かりやすいと思いました。意見です。

○内藤会長　ありがとうございます。今の男性職員の育児休業取得率、このことに関連して事務局から意見はありますか。資料においては、内訳や詳細な状況が少し分かりづらいので、もう少し具体的な説明がいただきたいです。

○津越部長　内訳につきましては、現在データを手元に持ち合わせておりません。大変申し訳ございません。男性の育児休業取得につきましては、速報値になりますが、令和6年度は60%を上回る取得率になっております。また、今までの施策に加えまして、男性職員等が育児休業をより取得しやすいような環境に持っていく取組についても、さらに検討を加えているところであります。内訳についてはデータを持ち合わせておりませんので、また改めて御報告等させていただくほうがよろしければ、そのような形で対応させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○内藤会長　ありがとうございます。

では櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員　そのままで大丈夫です。おそらく令和2年度の時に堺市は34%の男性の育児休業取得率で、すごいなという感覚でした。しかし令和4年に法改正されて、企業の育休取得率が爆上がりになっている。特に大企業を中心に。その理由として、今までは福利厚生の一環だったのが、企業戦略、組織戦略として優秀な人材を採用するために、育休取得がしやすい環境をつくっていかねばならないとなっている。その状況において、

63%という割合は、逆に若い方から見ると低いのではないかと思います。63%でよしとされているのであれば、危機意識を持たれたほうがいいのかと思います。

併せて、19ページの下に書かれている、この育休取得期間、7日未満と、その次が7日以上30日未満になっており、7日と30日はまた全然違う。せめて間の2週間以内などの数字まで出していただいた方が、より分析が利くとは思いました。

そして極めつけは、この隣のページの教職員の男性の育休取得率、これは先生になりたいと思う方がこの数字を見たときに、思いがあって先生になられた方がご自身の子育てができないと感じる。割合として、10人に3人しか育休取得できていないので、そのあたりも含めて、堺市として取組を改めて考え直されたほうがいいのかと思います。ほかに比べて、令和2年は良かった。ただ法改正がされた中で、社会の変化の方が激しくなっているのかなと思います。

以上です。

○内藤会長 貴重な御意見ありがとうございます。今の櫻井委員の御意見に対して、事務局からもし返答がございましたらお願いいたします。

○津越部長 人事部でございます。御意見ありがとうございます。今年度の分の育休取得率ですが、63%より少し上がっております。今年度分の速報値という形で数値を出せておらず申し訳ございません。ただ、委員に御指摘いただいているとおりの視点はあると思いますので、さらなる育児休業の取得の取組に向けた職場環境等の対応に努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○内藤会長 男性の育児休暇に関して、櫻井委員がおっしゃったとおり法律の後押しがあるので、恐らくどこの市町村、企業でも数値がすごく上がっています。数値の上昇に対して、育児休暇の中身がどこまで伴っているのかが今後問われてくるはずで、育児休暇を取っているというだけでは若干懸念されます。ですから堺市としても、育休を取って何をするのか、取得期間中をどう充実させていくのかについてセミナーを実施する等の試みが、今後は求められるのではないかと思います。

櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 繰り返しになりますが、職員、教職員が育休を取れないということは、代替要員が少ないからという理由が多いのでしょうか。とある県警で以前、講演をさせていただいたときには、代替要員を確保した結果、育休取得者が100%になったという話もありました。そこが一番大切なことなのかなと思いました。

あと、育休取得を推進していく中で、堺市としての独自の取組等があれば教えてほしい。例えば、育休取得のビフォーアフターがどうなったかとか、そういう育休を取得した方のロールモデルの共有等何か取り組まれているのであれば、教えていただけたらと思います。

○内藤会長 事務局、いかがでしょうか。

○津越部長 人事部でございます。

具体的な取組については、職場において実際に育児休業を取得される方に、御意見を伺いますと、やはり育休の取得に当たって職場に迷惑をかけてしまうのではないかな等の雰囲気的な部分が気にかかることを十分伺っております。したがって、今までは職場環境、所属長を含めて、育休を取得しやすくなるよう、アドバイスや相談に応じる等の支援体制の環境を整えてきておりました。今後、色々な側面で周りの職員が実際に協力できたこと、協力していただいたことということが見えるような形にできないかとか、具体化している施策ではないのですが、そのような取組ができないかということで検討をしております。育休取得者の周りの方への評価というのでもないですが、そういった施策を取り得るかどうかというところで、これから先に取組として具体化していきたいと思っております。

○櫻井委員 ありがとうございます。取りたくても取りづらい環境がまだ堺市にあるのかなということが、正直に今の感想です。今世の中で育休取得希望者が大体80%から85%ぐらいいると言われていて、堺市においては、まだこの数字ですので、やはり取りづらい環境がまだ残っているのではないかと今のお話を聞いて感じました。

○津越部長 明確に育休を取りづらい環境があるとおっしゃった方は把握できておりませんが、そういったことがあるから育休取得率が100%に近づいていかないのかなとも捉えております。先ほど、おっしゃっていた育休取得希望者が8割ぐらいとのお話ですが、現段階では、その割合に近いぐらいまで行けているんじゃないかなと思われます。実際に育休取得回数で見たときには、本市も今年度はかなりの数値で男性職員の育児休業取得も上がっておりますので、さらに育休を取得したい方が皆取れるような職場環境にできるよう、こちらとしても支援できる取組に努めていきたいと思っております。

○櫻井委員 全員育休を取れというスタンスではないのですね。取りたい方が取ったらと。

○津越部長 そうです。

○櫻井委員 分かりました。ありがとうございます。

○内藤会長 ありがとうございます。

では、次の御意見ということで、大島委員、お願いいたします。

○大島委員　　今のお話にありました19ページの育休についてですが、参考にあるのは市の男性職員の育児休業取得者の育児休業期間ですが、女性はどうなのかわかりたいです。男性と女性を並べることで、それぞれから見えてくるもの、女性の場合はこれだけ取れているが男性はこれだけ取れている、といったものが分かりやすくなるのではないかと。おそらくそういったデータもあると思うので、そうすることで比較検討しやすいかなと思いました。

○津越部長　　人事部です。

細かい数字までは、現在持ち合わせておりません。申し訳ないです。女性の方につきましては、約9割5分程度育休を取得されているため、育児休業取得を希望されている方は取れるような状況になっているのかなと考えております。ただ今委員からの御指摘もありましたので、そういった視点でも十分に女性も含めて育児休業を取りやすい、職場環境の形成に努めていきたいと思っております。

○内藤会長　　では、他の御意見はございますでしょうか。

先に池辺委員からよろしいでしょうか。その次、大井委員に進みます。

○池辺委員　　池辺です。

30ページの①の指標達成状況の上から3つ目の防災訓練や講演会など、地域での防災活動に参加したことがある女性の割合という、この項目はおそらく新しく設定している項目かと思いますが、自分自身も地域の防災訓練などに参加する際、女性がすごく少ないという印象はなく、むしろ地域の活動というのは実際に実動的に動いているのは女性が多い印象です。しかし、目標値は45%というこの目標、地域で考えると50%でもいいのではないのかと思います。目標の45%の設定根拠をお伺いしたいです。

○内藤会長　　事務局はいかがでしょうか。

○脇田課長　　ダイバーシティ企画課です。先ほど委員に御意見いただきました点につきましては、初めて取った指標で、39.5%という策定時の値になっておりまして、そちらを勘案した上で50%を少し切るという形で45%を目標とさせていただいたところでございます。

以上です。

○内藤会長　　現場で働いているのは実際に女性が多いのではないかとということで、目標値としては少し低く見積もり過ぎではないかという御意見ですが、今後この点をどうされ

るのか、あと実態として、どれぐらい把握しておられるのかなどお伺いできればと思います。

○山本補佐　こちらの指標については、このプラン策定にあたり、令和２年７月に堺市の男女共同参画に関する市民意識調査を実施させていただいた時の値となっております。次が来年度実施予定の市民意識調査で目標を達成しているかどうかを計ることになっております。つきまして、こちらは女性の割合となっておりますが、男性の割合が何%かというデータも取れる形になっておりますので、その数値を確認させていただいた上で、今後この目標をどのように設定していくかを検討させていただければと思っております。

○内藤会長　ありがとうございます。引き続き防災のことについて、堺市の防災会議の女性委員比率が約４０%近くまでありますが、堺市はずっと数値が高かったのでしょうか。他の市町村でも防災分野では女性委員の数がとても少ないと思っておりましたが、堺市の防災会議の女性委員比率は急激に数値が変わってきているのか、もともと女性委員の数が多かったのでしょうか。

○前島部理事　そちらについてお答えさせていただきます。この会議の比率についてですが、今年度は３９．７%になっております。近年の比率については確認できておりませんが、昨年度の数値は５０%近い数値が出ていたかと思います。防災会議につきましては、女性委員を増やすということで、所管もかなり努力されて、女性委員を集めておられるとのこと。ただ年によっては、委員を推薦していただく際に、男性を推薦していただくということもありますので、年によって変わることがあると推察されます。

○内藤会長　分かりました、ありがとうございます。

大井委員、お願いいたします。

○大井委員　先ほどから資料を繰っていて少し分からないのですが、堺市の職員は、男女比率に対しての人数が分からないので、具体的に何人と、職員の数を教えていただけたらと思います。

○内藤会長　何ページの記載についてでしょうか。

○大井委員　いや、見当たらないのです。その値がどこに載っているのか。載っていたら教えてください。

○前島部理事　今手元に男性職員、女性職員の数字がありませんが、もし後でお伝えさせていただけるのであれば、後日連絡させていただくということでもよろしいでしょうか。

○大井委員　はい。

○内藤会長      メールで連絡よりは、今後資料を作成する際にその数値を入れていただいたほうが良いかと思われます。

○大井委員      今回は口頭でも結構なので、教えていただけたらと思います。

○山本補佐      11ページを見ていただけますでしょうか。11ページの（５）、管理職等に占める市女性職員比率の推移について、この全体と書いてあるものが女性職員の割合になっているかと思います。なので、全体がこの菱形の部分になりますので、令和6年度が36.8%になっております。

○内藤会長      割合ではなく、総数ですよ。人数が今問われていると思います。

○大井委員      男性職員何人、女性職員何人というのが分かったらありがたいです。

○山本補佐      またこちらに載せさせていただけるよう検討させていただきます。御意見ありがとうございます。

○林委員      堺市のホームページに載っていないですか。

○内藤会長      載っているかもしれませんが、ここはこの資料に値を反映させていただくという形で改善をお願いするということによろしいでしょうか。

○津越部長      少しお待ちいただいてよろしいですか。すぐお答えさせていただこうと思っております。

○大井委員      そうですか、はい。

○津越部長      データを確認できるまで、お話を進めていただけたらと存じます。

○内藤会長      分かりました。

平野委員、お願いします。

○平野委員      ありがとうございます。別の観点から意見ということになるかと思いますが、30ページの基本方針3の指標の達成状況で、指標として自殺死亡率が上げられております。御存じの方もいらっしゃると思いますが、自殺というのは男性が非常にしやすい行動になり、大体日本だと自殺者の約7割が男性と言われております。したがって自殺死亡率に対して、男性の自殺はすごく影響が大きいです。男性の自殺が減ると日本全体の自殺数も減りますし、男性の自殺が増えると日本全体の自殺も増えやすいです。だから女性の自殺が横ばい、あるいは少し増えていったとしても、男性の自殺が大きく減ってしまうと、日本全体としては自殺が減るように見えます。男女共同参画という趣旨を考えますと、男女別に自殺死亡率の変化を御覧になってもいいのではないかとというのが私の意見でございます。

以上です。

○内藤会長      もし今の件について、事務局から何かコメントがございましたら、お願いいたします。

○脇田課長      ダイバーシティ企画課でございます。先ほどの御意見等を踏まえまして、実際に男女別で記載するの等を含め、また再度検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○内藤会長      ありがとうございます。

では加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員      ぜひ女性の自殺率を出していただきたいと思います。もともと女性の自殺は少なかったのですが、コロナのときには女性の自殺が増えたので、それはぜひ出していただきたいと思います。

それともう一つは、33ページにおける性暴力対策の推進、その項目より前の項目は暴力を許さない意識の醸成、意識の啓発という企画が多いが、性暴力は犯罪であるということとをどこで啓発したらよいか。相手が大人であるため、少なくとも高校、大学、あるいは一般的な啓発で行う。そして、法律も変わっているので、性暴力は犯罪であるということを周知するような取組が必要かと思います。

以上です。

○内藤会長      ありがとうございます。今の御意見に対して、事務局から御意見がありましたらお願いいたします。

○脇田課長      ダイバーシティ企画課でございます。先ほど御意見を頂戴しました件につきましては、大人の方は対象ではございませんが、学生の方を対象にしまして、デートDV等予防出張セミナーを実施しております。DVや性犯罪等につきましては、被害者にも加害者にもならないという形で啓発等は行っております。この取組につきましては、より強力な形で今後とも引き続きやっていきたいと考えております。

以上です。

○内藤会長      ありがとうございます。

では大島委員、お願いいたします。

○大島委員      女性委員比率のことで気になったことが1点あります。8ページの上に各審議会等における女性委員の比率、堺市が43.9%、これは地方公共団体の全国的なデータを見ても、堺市は高いほうだと見て分かります。その次の10ページに、各行政委員



会の男女別人数が載っていて、行政委員だとまた随分違うと思います。選挙管理委員会、監査委員も。この値等は、例えば資料の1つとして、先ほどの他の公共団体とどれぐらい違うのか等を比較検討されておられますか。また、そのことに対して何か策をされているのかなと思いました。

○内藤会長      事務局、いかがでしょうか。

○脇田課長      ダイバーシティ企画課でございます。先ほどの件につきましては、昨年の審議会におきましても同様の形で御意見を頂戴していたと思います。監査委員につきましては委員が4人いらっしゃいますが、昨年度女性がゼロ人のところ、男性2人、女性2人というように、令和6年から変更させていただいております。また農業委員につきましても、一定女性を増やすような形で計画的に考えているということは所管から聞いております。選挙管理委員会につきましては、なかなか女性を増やすのは難しいと聞いておりまして、こちらにつきましても女性委員を増やすという形で今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○内藤会長      ありがとうございます。

大井委員、お願いいたします。

○大井委員      私は個人的に男女のDVが非常に気になっております。3件だけですが、深刻なDVを見て、相談に乗った経過があります。1人は髪の毛が長い女性で、髪の毛を引っ張られて、パーンとタンスにぶつけられて、鎖骨のところが折れたという方。それからもう1人の方は、頭にかかと落としをされたとのことでした。この間テレビのニュースで見ましたが、かかと落としで1人亡くなっておりました。私が受けた相談として、「かかと落としをされました。助けてください。」というメールが来て、急遽駆けつけました。この方は、この夫とはやっていけないと、彼女を別のところに内緒で住ませるということを友人から一緒に動きました。そのようなDVの数だけを見ると、大変だが、本当に一歩間違えたら殺されるという危険なDVが結構あります。その際は、夫さんに話をしてみようかと言っても、もう怖いから、このままやったら殺されるから逃げようと思いますと、そういう答えが返ってきます。逃がすときの算段、それから本当に内緒で別なところへ、きちっと違う自治体で生活ができるように、そういう機能をするところはどこにあるのかと。私はたまたま個人で3件だけ動きましたけども、そのような支援が公的な形で必要だと思います。最後の3件目は、大阪のある市に行って、彼女はもうかなりうつが入ってい

ましたので、今精神病院におり、出たら住むところがほしいということで、友人と２人で窓口へ相談に行きました。本当に内密でことを運んでくださいました。そういった支援を行う場所が堺市にあるのかなと、安心して頼れるところが必要だと思います。

意見です。

○内藤会長 担当の部署の御意見がもしいただけたらと思います。

○池田係長 子ども家庭課でございます。委員のお話、ありがとうございます。堺市役所では、各区役所の子育て支援課に女性相談員を配置しております。具体的な人数といたしましては、美原区、東区は各１名、その他の区役所に各２名配置させていただいております。あとは、配偶者暴力相談支援センターという電話専門の機関も設けております。現状は説明したとおりになります。今委員のお話お伺いし、周知不足ではないかという認識を持ちましたので、その点は強化してまいりたいと考えております。

○大井委員 そこは具体的に家探しとかをやっていただけたところですか。

○池田係長 はい、もちろんのことでございます。

○大井委員 ありがとうございます。

○池田係長 支援対象者の方に寄り添いまして、御本人の意思に基づきまして、しっかりと支援させていただいております。

○内藤会長 ありがとうございます。

まだ御意見はあるかと思いますが、次の案件に進みます。事務局は審議を基に報告書の修正をお願いしたいと思います。

続きまして、案件２の「令和７年度実施予定の堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査について」、事務局からの説明をお願いしたいと思います。その後、また御意見・御質問をお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

○米須職員 それでは案件２、令和７年度実施予定の堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査について御説明いたします。本調査は、これまで５期プランの施策を推進していく中で、市民の意識がどのように変化したかを把握し、令和８年度の新プランの策定作業の参考とするために実施するものです。本日の会議では、令和７年度に実施予定の市民意識・実態調査における調査票の作成に向け、委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。なお、市民意識・実態調査は、前回の調査時点からどのように変化をしてきたかという経年の変化を把握するものですので、基本的には前回の調査、令和２年度に実施した男女共同参画に関する意識調査の項目について、引き続き調査してまいりたいと考えて

います。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。まず、資料2を御覧ください。令和7年度実施予定の堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査の概要です。3、調査概要の(5)、調査方法については質問用紙を郵送でお送りして実施しますが、回答については前回郵送のみとしておりましたが、郵送回答、またはインターネット回答のどちらかを選んでいただけるように変更して実施します。

次に、令和7年度の調査内容として、前回の調査内容から変更を予定している箇所について、順次御説明させていただければと思います。なお、社会情勢の変化による言い回しの変更や漢字の変更等はこちらで行っております。資料3の調査票変更箇所対応表を御覧ください。資料の左側が前回調査の内容、右側が今回実施予定の調査項目案となっております。

それでは、主な変更点について説明させていただきます。5ページを御覧ください。問9、女性の働き方について、あなたの①希望と、②実際はどれに当てはまりますかという質問ですが、前回令和2年度に調査を実施した後、本審議会の委員から、フルタイムという表現が長時間働くという意味か、正社員で働くという意味か分かりにくいという御意見があったため、4、「子育ての時期だけ一時やめ」を「離職し」へ、「その後はフルタイムで仕事を続ける」を「常時雇用の正社員などで再就職する」へ変更しました。次の5についても、「子育ての時期だけ一時やめ」を「離職し」へ、「その後はパートタイムで仕事を続ける」を「臨時雇用、パート・アルバイトなどで再就職する」へ変更しました。②実際の項目についても、選択肢4と5を同様に変更しております。

次に、6ページを御覧ください。問10-1、「現在働いていない理由は何ですか」という質問では、前回調査では、「その他」が46.2ポイントと多く、その他の内容として回答が多かった「15、年金収入等により、働かなくても生活ができるから」、「16、高齢のため」の2つの項目を追加しました。

次に、8ページを御覧ください。問12、「男女が対等に働くためにはどのようなことが必要だと思いますか」という質問ですが、選択肢の1、「女性の雇用機会を拡大する」を「女性の採用を拡大する」へ変更しました。変更理由としては、募集要項等の表面上の雇用機会の男女差はないと考えられますが、実際に採用される男女数には差があると考えられることから、このように文言を変更しています。

次に、14ページを御覧ください。問18、「今後、男性が家事、子育て、介護、地域

活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか」という質問ですが、現在では男女ともに家事や育児に関わる教育を受けており、中学校の技術家庭科では、男女共修となっております。このような社会情勢の変化より、6、「小さいときから、男の子に家事や育児に関わるしつけ・教育をすること」を「小さいときから、男女ともに家事や育児に関わるしつけ・教育をすること」へ変更しました。

次に、15ページを御覧ください。問19、「あなたは最近3年の間に、職場、学校、地域などの身近なところでセクシャルハラスメントや、妊娠・出産に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメントを受けたことがありますか」という質問ですが、前回の調査では、「セクシャルハラスメントとマタニティハラスメントを受けたことがあるか」という質問でしたが、男性に対するパタニティハラスメント、いわゆるパタハラについても社会の中で課題となっている状況から、こちらの設問で聞けるよう質問項目を整理し、セクシャルハラスメント、妊娠・出産に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメントについて、被害経験をお聞きする質問へ変更しました。それに伴い、IとJの文言に「育児休業の取得など」を追加し、また、男女ともに回答できるよう、「自身またはパートナーが」という文言も追加しました。

次に、16ページを御覧ください。問19-2、先ほどの問19で「受けたことがある」と答えた人が、誰かに相談しましたかという質問ですが、先の問20-3に合わせて「6、相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思った」、「8、世間体が悪い」を追加しました。

次に、17ページを御覧ください。問20、「性暴力や性犯罪の相談が増えていると言われています。あなたはこれまで（子どもの頃を含めて）に、痴漢被害や望まないのに性的な行為をされたことがありますか」という質問ですが、性犯罪の中でも痴漢被害については、被害を軽視される傾向にあると考えられ、被害の実態を把握する必要があると考えたため、今回より、痴漢被害についての質問を組み込んで実施することとし、「1、性暴力（痴漢）はある」、「2、性暴力（痴漢を除く）がある」、「3、性暴力（痴漢）と性暴力（痴漢を除く）の両方ともある」「4、ない」という形式に変更しました。また、被害経験を質問するに当たり、どういった被害が痴漢に当たるかを明確にする必要があると考えたため、令和5年度に内閣府が実施した若年層の痴漢被害等に関するオンライン調査における痴漢の質問項目より文言を引用しました。問20の質問に関連して、痴漢の被害場所の実態を把握するため、問20-1を追加しました。問20-1の選択肢については、

問 20 と同様に、内閣府の若年層の痴漢被害に関するオンライン調査を参考として設定しています。

次の問 20-2 は、「あなたはそのことを誰かに相談しましたか」という質問ですが、国の相談機関である「7、性暴力に関する SNS 相談 Cure time」を追加し、また、痴漢被害についての設問を組み込んだため、「12、関係機関の職員（交通機関の職員、お店の職員など）」を追加しました。

次に、19 ページを御覧ください。問 21、「あなたは DV 防止法とデート DV を知っていますか」という設問ですが、交際相手が同性である場合も考えられることから、「交際中の男女間等」を「交際中のパートナー間」へ変更し、同性のパートナーも回答できるよう変更しました。

また問 22、「あなたは、配偶者や交際相手からの暴力について、どのような相談窓口を知っていますか」という質問では、前回の問 22 と問 22-1 を統合し、全ての人に知っている窓口を回答してもらうよう変更しました。調査全体の質問数が 38 問と多く、統合して質問することで質問数を減らすことができ、統合しても得られる回答結果に差がないと考えたためです。それに伴い、「12、知らない」という選択肢を追加しています。また、選択肢の「6、内閣府 DV 相談プラス」を国の相談機関として追加しました。

次に、24 ページを御覧ください。問 27 の F も先ほどと同様、「国の相談機関である内閣府 DV 相談プラス」を追加しました。

次に、28 ページを御覧ください。問 31、「あなたの配偶者や交際相手は、お子さん（御自身の子どもだけでなく、配偶者や交際相手の子どもを含みます）に次のようなことをしたことはありますか」という質問ですが、ここでの子どもには、自分の子どもだけでなく、配偶者や交際相手の子どもがいる場合も考えられるため、そういったお子さんについても回答してもらえるように、お子さんの後ろの「（御自身の子どもだけでなく、配偶者や交際相手の子どもを含みます）」を追加しました。また、今回はこの質問を、お子さんのいる方だけに回答してもらいましたが、無回答が全体で 44.7 ポイントと多い結果となりました。この結果について、お子さんがいながら無回答なのか、またはお子さんがいるが、回答に悩んで無回答としたのかが分からなかったため、全ての方に回答してもらえるよう変更し、それに伴い、「0、子どもはいない」という選択肢を追加しました。

次に、31 ページを御覧ください。問 35、「次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはどれですか」という質問ですが、第 5 期さかい男女共同参画プラ

ンの表記に合わせて、「7、L G B T Q」、前回の「L G B T」に「Q」を追加しました。さらに括弧書きの説明についても変更しており、性の在り方には様々な形があり、全てを列挙して記載するのは難しいと考えたため、性的少数者の総称の1つと変更しています。また、皆様御存じのとおり、令和5年4月に人権部と男女共同参画推進部が統合され、ダイバーシティ推進部が新設されました。今後、市民においてもダイバーシティの推進について啓発を行っていく予定ですが、まずは市民のダイバーシティの認知度を把握するために、「9、ダイバーシティ（多様性）」を選択肢に追加しています。さらに、令和5年に施行された「17、子ども基本法」、「18、L G B T理解増進法」、令和6年に施行された「19、困難が問題を抱える女性への支援に関する法律」を追加しました。

次に、34ページを御覧ください。属性質問部分になりますが、前は封筒部分に何区か記載しておりましたが、質問部分にF1「何区にお住まいですか」という項目を追加しました。また、F6「あなたが現在同居している家族の構成がどれに当てはまりますか」という質問項目では、ひとり親かどうか把握し、その中でも父子のひとり親家庭、母子のひとり親家庭について把握し、クロス集計や分析に活用するため、選択肢4、5、7、8を追加しました。

主な変更点については以上になります。属性質問を除いて38問、枝番を含めると53問となり、回答される市民の方には大きな負担となることが予想されます。男女共同参画や暴力の防止を推進していくために重要な要素は残しつつ、できる限りの精査を行ったものです。本日お示ししておりますのは素案ですので、皆様からぜひ様々な御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○内藤会長      ありがとうございます。審議時間が約15分程度になりますが、事務局からの説明について、皆さんから何か御意見・御質問はございますでしょうか。

○山道係長      1点補足をさせていただきたいと思います。先ほど担当者から御説明をさせていただきました市民意識・実態調査の概要についてになります。3番、調査概要の御説明の際に、インターネットの回答を併用して実施いたしますとお伝えさせていただきましたが、現在本意識調査については、まだ予算要求の段階でございまして、予算の確定をもって、内容は業務委託の確定をさせていただきますので、インターネット回答の併用につきましても、予定ということで提示させていただきます。よろしくお願いいたします。

○内藤会長      分かりました。

私からお伺いしたいのですが、31ページの間35で、7番のL G B TをL G B T Qに

変えた部分になります。その説明の項目が「レズビアン、ゲイなどの性的少数者の総称の1つ」と短縮されております。しかしアンケートに答える人から見ると、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニングといった形で、全て書かれたほうが分かりやすいのではないかと思います。また、性的少数者、性的マイノリティという言い方の方が良いのではと思いました。

○米須職員 御意見ありがとうございます。前回のLGBTのところは頭文字を入れさせてもらって、今回「Q」を追加して、そこの頭文字を全て入れるかどうかを検討しましたが、「Q」が複数の意味を含むということから、L、レズビアン、G、ゲイの2つを入れて残りを「など」というに表記にしました。中には頭文字を全て入れた方が良いのではという意見も聞いておりますので、今後検討していきたいと考えております。

○内藤会長 補足は必要ではないかと思います。

あともう1点ですが、昨今、刑法の改正が為されました。改正刑法に関しては、この間35には入っておりませんが、このことは聞かなくて大丈夫ですか。

○米須職員 御意見ありがとうございます。そちらについても、御意見として項目に反映させるか検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○内藤会長 では、柏原委員、お願いいたします。

○柏原委員 30ページの間33で、SNS等を用いた暴力を防ぐため、家庭や学校でそのルールを教えるというところが大事だという選択肢としてあるのであれば、この間33までは性暴力に関することの質問があると思いますが、同様にSNS等を用いた性暴力等の被害、その実態を探るという質問項目もあっても良いのではとも思いました。当然引き出しにくいという、様々な課題はあると思いますが、今現状学校現場で、中学校で特に広がっているのが、スマホの普及が大きいので、それに伴ったいじめの内容が大きく変化している。その中で中学生・高校生でスマホを使って相手なりパートナーなりの画像が回ったりしてという被害が大きくなっています。このアンケートの調査自体が18歳からという視点で行くと、直接子どもが答えることはないのかなと思いますが、現状ではそのようなことが被害としては大きいし、我々教員としても対応がすごく難しいところがあります。どこの質問項目に入るかは分かりませんが、例えば「あなたの身の回りで」という言葉を用いたりとか、直接「お子様で」とは難しいと思いますが、ほかにも様々な実態を調べる項目があるのであれば、やはりスマホだったり、そのあたりの性被害について生徒の数を拾うというのも良いのかなとも思いました。

1つの意見です。

○内藤会長 事務局、いかがでしょうか。

○米須職員 御意見ありがとうございます。実際にSNSの被害が広がっているということも踏まえて、今回何点かSNSという文言を追加しておりまして、例えば問32ですと、下の参考に社会的な暴力、携帯電話の番号やメール、後ろにSNS、LINE等を勝手にチェックしたり、外出や行動を制限・監視したりというように、SNS、LINE等という項目を今回の調査から新たに追加しております。他にも何か所か追加させていただいておりますが、御意見いただいたように、スマホでのいじめという観点からSNSの質問項目を追加してもよいのではという御意見を参考にさせていただいて、また検討させていただこうと思います。ありがとうございます。

○内藤会長 では加藤委員、お願いします。

○加藤委員 今柏原さんがおっしゃったことに付随して、子どもだけではなく、成人女性もSNSを使った画像の被害を受けておりますので、「あなた、あるいはその身の回り的人、友人等で」という説明でもいいとは思いますが。被害を聞いてみることはすごく意味があると思います。

以上です。

○米須職員 同じく検討させていただきます。

○内藤会長 大島委員、お願いします。

○大島委員 今のお2人の意見にも少し関わりますが、例えば若年層の方がこれだけのペーパーを受け取って、最初から最後まで全部読んで、きちんと答えて送り返してくれるのかという、非常にその懸念があります。SNS世代の人たちが、あとデートDVの対象になる年齢の方の若年層と考えると、早急にオンライン調査ができるようにしないと、本当に知りたいデータ等がなかなか取れないのではないかと思います。これだけのものを本当に最後まできちんと読んで、それに対して答えてくれる18歳の子はきっと、私の身の回りにいつもそれぐらいの年齢の子がいますので、まあ読まないかもしれないなとすごく感じましたので、調査の方法もなるべく早急に変えていくべきではないかと思います。先ほどオンラインでの回答も準備されているとおっしゃって、予算のこともとおっしゃっていたので、それは本当に早急にだと思えます。

○内藤会長 ありがとうございます。善処していただければと思います。

○櫻井委員 前回の回答率はどれぐらいでしたか。



○米須職員 前回の回答率が、発送数が4,000通のうち、回答数が1,630通で回収率が40.9%です。

○櫻井委員 今回はそれ以上を、少なくともですね。

○米須職員 そうですね、それ以上の回答を目標としているため、今回からオンライン回答を進めていけるように対応しております。

○内藤会長 では林委員、お願いします。

○林委員 先ほど大島委員がおっしゃったこと、もっともだと思います。今40.9%ですか、4,000人に対して、4,000人はどこからの抽出なのか。というのは、堺市の人口は80万人いて、調査対象が4,000人と、これは総人口の0.5%ぐらいですか。4,000人、これは少くないのかと思う。実態調査なので、あまりにも分母に対して分子の数がどうなのかなと思います。調査対象人数はずっと4,000人ですか。このさかいプランが始まって実態調査が始まって、ずっと4,000人のままで調査しているのか、その人口に応じて調査対象を変化させるのか等を教えてほしいです。

○山本補佐 調査数に関しましては、今回も令和2年度と変えずに4,000人という形でさせていただいております。堺市在住の18歳以上の方を無作為抽出という形で、人口比に応じて大体年齢層ですとか、男性・女性の割合が均等になるようにという形で今回もさせていただく予定にしております。4,000で少ないという御意見がありましたが、予算の関係等で、郵送でお送りさせていただく予定になっておりまして、郵便料金も今回値上がりしている等の理由から、4,000でさせていただければと考えております。

○櫻井委員 そうしたらオンラインの回答方法を早く進める必要があります。

○山道係長 補足させていただきます。調査のアンケート等の統計学上の内容から、母数になります数の中で、一定の回答数が得られた場合の全体で全員からの回答を得られた場合との誤差の範囲がございまして、1,500の回答があった場合には、誤差範囲は2.5%という、大体それぐらいの計算になるというふうになっております。そのような観点からこの数字を算出し実施させていただいております。

○内藤会長 ありがとうございます。時間が押してきておりますが、15ページの問19、様々な暴力についてお尋ねしますという質問についてです。あなたについて聞いておりますが、IとJで変えたところが、「自身またはパートナーが」となっておりますが、自分は受けていないがパートナーは受けたことがあるとなると、質問の仕方とずれが生じるとと思いますが、これは問題ないでしょうか。「あなた」について聞いているのか、「あ

なたのパートナー」について聞いているのかということに、少しずれが生じませんか。

○米須職員      ありがとうございます。問19の最初を「あなたは」と聞いておりますが、「御自身またはパートナー」だと、ここに差が出てしまうので、問題の文章の部分を改めて検討させていただきたいです。

○内藤会長      よろしく願いいたします。

では、時間がないため、手短にお願いいたします。大井委員、お願いいたします。

○大井委員      1つだけ、性的マイノリティの人に「Q」といって表示するのはいかななものかなと思います。自分は何も分かってもらえていないみたいといったように当事者は受け取るのではないかと思います。面倒でも全部入れていただけたらありがたいです。

○内藤会長      今のは御意見ということでよろしいでしょうか。

それでは、もうお時間になりますので、事務局は今の審議を基に調査項目の検討をお願いいたします。

それでは事務局から今後の流れについて、説明をお願いいたします。

○安澤職員      御審議いただきまして誠にありがとうございます。

市民意識・実態調査の今後の流れについて、担当より御説明させていただきます。

○米須職員      次年度、令和6年4月に庁内での照会作業を行った後、5月下旬から6月初旬頃には、最終の調査項目（案）を委員の皆様にお送りさせていただく予定としております。その後、7月に市民意識実態調査を実施する予定をしております。

○安澤職員      先ほどの第5期さかい男女共同参画プランの報告書及び先ほどの市民意識実態調査の調査項目につきまして、本日いただきました御意見等を基に修正させていただきます。修正内容につきましては、最終は会長の一任とさせていただきます。第5期プランは会長の承認後、市民の皆様に公表させていただきます。

○内藤会長      それでは、次第5、報告事項に進みます。「条例に基づく苦情・相談処理制度の年次報告（令和5年度）について」事務局から説明をしてください。その後、御意見・質問をお願いいたします。

○笹原職員      それでは報告事項1、条例に基づく苦情・相談処理制度の年次報告（令和5年度）について御説明いたします。資料4を御覧ください。令和5年度における申出の処理状況は、前年度からの繰越受付件数、処理終了件数、次年度への繰越しは、苦情・相談ともに0件でした。今年度6月に開催いたしました、第1回男女平等相談員会議において、委員の皆様から令和5年度についても申出はなかったが、他市の運用状況・調査を参

考にした上で、本制度をより市民に広く周知し、利用されるよう充実を図るべきである。市ホームページ、SNS、リーフレット等を活用した市民への周知を行っているが、啓発リーフレットの表紙デザインを見直すなど、より本制度の内容がイメージしやすいように改善を検討されたい。併せて堺市ホームページにおいて、地域活動等の具体的な事例の追加を行うなど、より一層広報を図られたい。また、男女共同参画についての相談があった場合について、市民相談員と連携されたいとの御意見を頂戴しました。

御意見を受けまして、堺市ホームページにおいて、申出できる具体的な事例としまして、女性（男性であること）を理由に、町内会長に立候補しないように言われたという地域活動の事例を追加いたしました。また、各区役所に対し、引き続き啓発リーフレットの配架を実施することに加え、市民相談において、男女共同参画の視点での苦情や相談があった場合に、本制度につないでいただくように依頼いたしました。その他本制度をより市民に広く周知し、利用されるよう、他市の運用状況調査を行います。今後も研修会、会議等で周知するなど、継続して本制度の周知を図っていきます。

報告事項の1については以上でございます。

○内藤会長      ありがとうございます。今の事務局からの説明について、皆さんから何か御意見・御質問等はございませんか。

島尾委員、お願いします。

○島尾委員      あまり制度の存在が知られていないと感じますが、先ほどのアンケート調査を送付なさる際にも、こういう制度があるという広報を入れられたらいいと思いますし、回答のホームページを設けられるのであれば、そういった際も逐一載せるということができるのではないかと思いますので、そういったことも御検討いただけたらと思います。

○内藤会長      事務局、御意見はありますか。

○笹原職員      貴重な御意見ありがとうございます。ホームページの掲載やアンケートと一緒に広報をする等の御意見について検討させていただきます。ありがとうございます。

○内藤会長      皆さん、ほかに御意見等ございませんか。

それでは、これまでの案件等で意見がある方は、今のタイミングでお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

○安澤職員      事務連絡になります。本日車の御利用で市民駐車場にお止めになった方がいらっしゃいましたら、事務局で駐車券をお配りさせていただきますので、こちらまでお

申しつけください。

○津越部長　先ほどの職員の人数につきまして、統計データをすぐに出せなくて申し訳ありません。職員数ですけれども、正規職員の行政職で男性が2,455、女性が1,959の合計4,414ということになります。どうも申し訳ありませんでした。

○内藤会長　ありがとうございます。最初の案件で出てきた人数をお知りになりたいという御意見に対して、今の回答がありました。数字に関しましては、今後の資料作成のときに適宜資料、数字も織り込む形で作成していただけたらといった話だったかと思います。

それでは以上で、第47回堺市男女平等推進審議会を閉会いたします。

皆さん長時間、お疲れさまでございました。